

広島市規則第 3 2 号

令和 8 年 3 月 2 7 日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和 6 0 年広島市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「にあつては」を「及び広島市舟入町自転車等駐車場にあつては」に改める。

第 5 条第 1 項中「とする」を「及び広島市舟入町自転車等駐車場とする」に改め、同条第 2 項中「広島市富士見町第三自転車等駐車場」の右に「、広島市河原町自転車等駐車場」を加える。

第 8 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 広島市舟入町自転車等駐車場

別表第 1 の(1)の表広島市富士見町第三自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

広島市河原町自転車等駐車場	午前 7 時から午後 9 時まで
広島市舟入町自転車等駐車場	午前零時から午後 1 2 時まで

別表第2の(1)の表中「及び」を「、広島市河原町自転車等駐車場、広島市舟入町自転車等駐車場及び」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。